

◎新潟県告示第450号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年4月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（定期縦断測量）
- 2 作業期間 令和7年4月14日から令和7年5月30日まで
- 3 作業地域 新潟県上越市